

一般社団法人健康ビジネス協議会

水性印刷商品認証制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、水性印刷を施した商品を認証することにより、包材の印刷作業環境を改善し作業従事者の健康維持を図るとともに、大気への揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)の排出削減等、環境に対する企業の社会的貢献活動を促進することを目的として、一般社団法人健康ビジネス協議会(以下「協議会」という。)認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)の第20の規定に基づき、協議会が実施する水性印刷商品認証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(認証テーマ)

第2 本要領において、要綱第2第2項に規定する認証テーマは、「水性印刷商品」とする。

(定義)

第3 本要領において「水性印刷商品」とは、水性印刷技術を用いて印刷された包材、シール、ラベル等を使用した商品、販売用の袋及びリーフレット、カタログ、冊子等のことをいう。

2 本要領において「水性印刷技術」とは、水性インキのみを用いることで、トルエン、キシレン等に代表される、人体や環境に対し特に有害なVOCを大幅に削減することができる印刷技術のことをいう。

3 本要領において「水性インキ」とは、顔料と合成樹脂が水とアルコール類又は水のみで希釈されているインキのことをいう。

(認証マーク)

第4 本要領において、要綱第2第3項に規定する認証マークは、別記1のとおりとする。

2 認証マークは、原則として基本デザインを使用することとする。

ただし、縮小により文字が読めなくなる場合は、小型デザインを使用することができる。

3 認証マークについては、以下の取扱いに留意することとする。

(1) 協議会から送付する印刷データを、必要に応じて縮小又は拡大して使用すること。

ただし、縦横比を変更したり、文字が読めなくなるほど縮小したりしてはならない。

(2) 商品やチラシ等に表示する場合、印刷データと同じ色(C100%)を原則とすること。

ただし、商品全体の色合いとの調和からマークの色を変更したい場合は、協議会と協議することができる。

(認証対象商品及び役務)

第5 本要領において、要綱第3に規定する認証対象商品及び役務は、別記2の認証基準を全て満たした水性印刷商品とする。

(申請単位)

第6 本認証制度において、申請は1社単位とする。

また、商品の単位は、一般財団法人流通システム開発センターに登録する JAN コードごとを原則とする。リーフレット、リーフレット、カタログ、冊子等については、印刷物1点あたりとする。

(認証の申請)

第7 本要領において、要綱第8第1項に規定する「申請」の様式は、別記様式1とし、以下の関係書類を添付するものとする。

- (1) 水性印刷商品認証制度 企業登録書
 - (2) 水性印刷商品認証制度に係る商品の概要
 - (3) 印刷メーカーが発行する、水性印刷技術を用いて印刷する旨の証明書
 - (4) 水性インキの基準色別、溶剤タイプ別成分比率がわかる「安全データシート(SDS)」
 - (5) その他、補足説明資料
- 2 認証後は、協議会からの求めに応じて認証商品の包材サンプルを協議会へ提出しなければならない。
- 3 一度認証を受けた者が、追加で商品の認証を申請する場合は、都度「申請」(別記様式1)を提出するものとする。

(申請内容の審査)

第8 要綱第6及び第9の規定に基づき、本認証制度の審査委員会により、申請内容の審査を行う。

- 2 本要領第16第1項の規定により登録されたインキシリーズのインキを使用した申請商品については、審査不要とする。

(手数料)

第9 本要領において、要綱第12第1項に規定する手数料の種類及び金額は、別表1のとおりとする。

- 2 要綱第10により認証の通知を受けた者(以下「認証者」という。)側の事由により、本要領第13のとおり認証を辞退した場合や認証マークの使用を中止した場合は、既納の手数料は返還しないものとする。

(認証期間)

第10 本要領において、要綱第13に規定する認証期間は、2年間とする。

(認証の更新)

第11 本要領において、要綱第13に規定する認証の更新は、認証されて2年を経過する前に、「更新」(別記様式1)にて、協議会に申請するものとする。

(認証商品等の変更)

第 12 本要領において、JAN コードや別記 2 の認証基準に関係する認証商品の変更を行う場合は、要綱第 14 第 1 項の規定に基づき、「変更」(別記様式 1) に関係書類を添えて、協議会に申請するものとする。

なお、認証番号及び認証期間については、変更前の商品の認証番号及び認証期間を引き継ぐものとする。

(認証の辞退)

第 13 本要領において、要綱第 15 第 1 項に規定する「辞退」の様式は、任意様式とする。

ただし、届出日、届出者名、認証商品名、認証番号、辞退理由は必ず記載すること。

(認証制度の企業登録の解除)

第 14 本要領第 11 に定める認証の更新に係る手続を行わずに認証された日から 5 年を経過した場合には、本認証制度への企業登録は解除する。

(認証商品の販売状況の把握)

第 15 協議会は、本認証制度の適正な実施を図るため、要綱第 17 の規定に基づき、認証者に対し、認証マークの使用状況、認証商品の販売状況、販売実績等について報告を求めることができる。

(インキの登録)

第 16 協議会は、本認証制度に使用できるインキについて、登録簿を備え、必要事項を登録することができる。

2 印刷会社、インキ製造会社等が、自社製品等を前項の規定により登録したい場合(要綱第 8 第 1 項の規定に基づく認証商品の申請手続きとは別に、インキのみの登録申請を行う場合に限る。)は、別に定めるところにより協議会に申請するものとする。

3 協議会は、前項の規定に基づく適正な申請を受理したときは、別に定めるところにより登録の可否を決定する。

(その他)

第 17 本認証制度は、商品そのもの、包材等に記載された内容を認証するものではない。

2 本認証制度の趣旨に賛同する印刷メーカーは、申請者及び認証者に対し、資料の提供等、本認証制度の推進について協力するものとする。

附則

1 この要領は平成 27 年 6 月 10 日から施行する。

附則

1 この要領は平成 27 年 7 月 21 日から施行する。

附則

1 この要領は平成 28 年 2 月 26 日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成 30 年 1 月 16 日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和 4 年 10 月 18 日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和 4 年 12 月 20 日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和 5 年 2 月 21 日から施行する。

別記1 水性印刷商品認証マーク



基本デザイン



小型デザイン
(その1)



小型デザイン
(その2)

別記2 水性印刷商品認証基準

- 1 水性印刷技術を用いて印刷した包材、シール、ラベル等を使用した商品、販売用の袋及びリーフレット、カタログ、冊子等であること。
 - (1) 全色水性インキで印刷した包材、シール、ラベル等を使用した商品、販売用の袋及びリーフレット、カタログ、冊子等であること。
 - (2) 顔料と合成樹脂が水とアルコール類又は水のみで希釈されているインキであること。
- 2 水性印刷技術を用いた一連の取組が、包材の印刷作業環境を改善し作業従事者の健康維持を図るとともに、大気へのVOCの排出削減等、環境に対する企業の社会的貢献活動に結びついていること。

別表1 水性印刷商品認証制度に係る手数料の種類と金額

種類	金額（消費税別）	支払時期	その他
認証 マーク 使用料	1 包材、シール、ラベル等を使用した商品、販売用の袋の場合		
	(1) 通年商品 1 点あたり、10,000 円 ※一括申請の場合（1 点あたり） 1～10 商品 ……10,000 円 11～50 商品 ……5,000 円 51～100 商品 ……4,000 円 101 商品以上 ……3,000 円	初回認証通知時 及び 更新時（2 年毎）	更新時の認証 商品点数の把握 は、「更新」 （別記様式 1）に より行うものと する。
	(2) 数量、期間限定商品 認証商品 1 点あたり、5,000 円		
	2 リーフレット、カタログ、冊子等の場合		
	(1) 定期発行 認証商品 1 点あたり、10,000 円	初回認証通知時 及び 更新時（2 年毎）	更新時の認証 商品点数の把握 は、「更新」 （別記様式 1）に より行うものと する。
	(2) 1 刷限りの印刷物 認証商品 1 点あたり、5,000 円		